

エコマネジメント会計の展開

—Die Entwicklung der Ökomanagement Accounting

柳田 仁

目次

- 一、はじめに
 - 二、環境問題への関心—社会関連の企業会計のはじまり
 - 三、世界初の「エコロジー簿記」、R. Müller-Wenkに
より開発
 - 四、経営経済学が「環境保全」を発見
 - 五、エコバランス運動から長期持続的発展のための憲章
まで
 - 六、おわりに
 - 一、はじめに
- 一九九五年冬、St. Gallen大学経済エコロジー研究所
(スイス)を訪問した際^(注一)、Ruedi Müller-Wenk教授

に質問してみた。「エコマネジメントの史的研究に関する参考文献にどのようなものがあるか。」しかし、教授の答えは、意外にも「全くない」とのことだった。エコロジー簿記の創始者である教授の立場からすれば、自分が現役でその研究を続けている限りまだ歴史など存在しないと主張したかったのかもしれない。

本稿では、エコマネジメント領域における重要な展開に関して考察する。ほんの少し年代を戻ることで「過去の一里塚」を明らかにし、その流れを検討したい。

エコマネジメントの時代順一覧

・六〇年代終わり 社会関連の企業会計のはじまり

- ・六九年 レイチェル カールソン「沈黙の春」刊行
- ・七二年 ローマクラブ「成長の限界」刊行
国連人間環境会議（ストックホルム大会）
- ・一九七四年以降 「環境意識」への義務づけ
- ・七〇年代半ば 世界初の「エコロジー簿記」刊行
- ・八〇年代半ば 経済が（環境）イニシアティブを握る
- ・八〇年代後半 経営経済学で環境問題が取り扱われるようになる
- ・一九八八年初め ツツチンガー宣言
- ・九〇年代初め 「エコビランツ運動」始まる
- ・一九九一年初め 長期持続的発展のための憲章
- ・一九九二年初め エコマネジメントに関する「アジェンダ 21」の勧め
- ・一九九二年夏 環境保全に関する経営運営のためのフレームワーク
- ・一九九二年秋 模範的エコマネジメントのための第三次排ガス検査表彰
- ・一九九三年初め ECがエコマネジメントに関する「基本原則」を可決

(注2)

「エコマネジメント」の「誕生の時期」は不明である。ドイツ語では、この概念は「ウムヴェルトマネジメント」「ウムヴェルト指向の企業指導」と同義で、遅くとも八〇年代半過ぎに多分現れたものである。それまでは企業の環境保全に関する経営経済的問題は単に断片的であり、法律制定者の圧力や良心的な経営管理者の関心によって取り上げられたにすぎない。特に、七〇年代の初め増加する環境法規との関連でそうである。当時、連邦政府の圧力による環境保全のための経営委任の制度化は、第一に、ほぼ十年間経営環境保全組織の基本的柱にとどまった。その後、八〇年代の後半、個々の企業は環境保全から得られる収益機会を積極的に拾うようになった。換言すれば、企業はエコマネジメント思考をその企業哲学において原価ばかりでなく、収益面からも見るようになる。経営経済学は遺憾ながら、企業実務に遅れて環境保全局面を組織的に扱うようになった。ドイツにおいて“Betriebliche Umweltökonomie”という学問領域の定義は九〇年代初めから存在していた。したがって、ここでは「経営経済学の部分領域」、すなわち以下のことが問題となる。すなわち、経営とその自然的環境、環境の作用およびその質との関係並びに経営の環境政策を明らかにして分析し、且つ、それがどのように目標設定（たとえば長期的利潤の最大化やその存立の確保）に相応し

て市場、国家および社会の環境関連の必要に最も合致するかを経営の可能性として示すことである。

一九九三年の初期にEC構成十二カ国は以下のような法制化のための合意をめぐらした。すなわちそれは「環境マネジメントおよび環境経営監査のための共同社会システムにおける営利企業の自発的加盟」を規定するものである。その規定はその「制定者」によつて熱狂的に「エコマネジメントの基本原則」として祭り上げられ、一九九三年六月十三日に発効した^(注3)のである。

二、環境問題への関心—社会関連の企業会計のはじまり

二-1 前段階…六〇年代終わり以降

社会関連会計の開発をめぐる研究は、アメリカでは既に六〇年代終わりに行われていた。そこでは応用まで至つたアプローチがさまざまな要求に対応できるよう試みられていた。人的資源会計は本来、伝統的な財務簿記や貸借対照表論において把握されない経営の人的資源の評価・算定を研究するものである。この概念は自然的、社会的環境に対して企業の「外的関係領域」に注意を払っていない。それはむしろ人的資源の貨幣的計算を目指すものであり、従業員を給付資産および給付準備の形で処理する（「人々をあなたのバランスシートに載せる」）。

・効用・原価計算（社会会計）は、操業給付可能性に関

して「内的関係領域」を広げただけでなく、基本的にすべてを貨幣単位で表示した経営活動のプラスおよびマイナスの行動作用に閉じこめた。従つて、環境影響についてもそうである。社会的効用および原価との間の差異、すなわち社会的残高は、企業活動の社会的利益または損失として反映されるべきである。このような総体的な主張は、特に関連の効用・原価状況を数量化および貨幣化するのが困難なために大雑把に妥当する。

・社会関連経済監査（企業社会監査）は、社会関連的（gesellschaftsbezogene）計算のための社会的（social）基準開発に尽力した。今日の経済監査に相應し、その厳守は外部で判断される。根本は、経営の社会関連的活動評価のための基準別の探索を伴う概念を把握することである。今日までの試みは一般に認められた妥当な基準を作成し、完成することに失敗している。企業自らによつて選択された経営特殊基準では一般に充分ではない。なぜならそれは経済的および社会的要請に充分客観的な証明力を持たないからである。

社会関連会計面におけるドイツ最初の試みはEssenにあるSTEGAG AGによつて一九七二—七三および一九七二—七三年度に実践されている。当時は、企業活動への増大する批判と営利経済性によつて印象づけられており、「内部関連領域」がなお「外部関連領域」よりも強

く前面に立っていた。最初のSTEAGの社会関連会計思考(社会的B/S)は、就中、Sarberg工場、Pierogh, BASFおよびDeutsche Shellに継承されている。その間に、たとえばBayer, Bertelsmann, BP, Hoechst, Rank Xerox, Rheinisch-Westfälisches 電気工場およびStinnesが社会関連会計思考を取り入れることに決定した。

STEAG(株)の社会関連概念と同様にSarberg工場(株)は一九七三年以来、同じような形式で発表している。

Gliederungsrasterは一九七七年の「社会的B/S実務」研究会に推薦されている。Sarbergwerke(株)の一九八七年の社会計算にたいする注釈では以下のように述べている。「社会計算によって企業と関連グループ」、すなわち「従業員」「公共と環境」および「国家」との社会的関係を価値額によって把握しようという試みがなされており、そのさい消費はこの給付の効用に役立っていることが必要である。この概念では、経営給付がDMで表示しうるところに限界がある。消費概念のもう一つの制約はある期間に発生した費用から社会関連効用を誘導することから生じる。この基本的反論では、勿論、社会的B/Sの内部で「従業員」関連領域が弱められる。社会報告書において、すべての立場が、その関係について総計的に説明されるか、グラフで描かれている。他の関連

領域については、営業報告書において同じくかなり詳細な注釈がある。

社会的貸借対照表は企業活動の総括的観察の試みとして考慮されうることにははっきりしている。生産によって生じた環境負荷が数字で示されないかぎり社会貸借対照表は公開されない。上述の評価問題は社会貸借対照表作成の際、明白である。新旧社会貸借対照表の見通しでは例外を除き、これまでPR用具として利用されていたという印象がある。調和がとれた形ではなく、企業があまりにもよく描写されているからである。(注4)

二・二 「環境意識」の義務化へ

現在、ドイツには企業の環境保全に連帯責任をもつ凡そ五〇〇〇の経営環境委員会がある。それらは経営の環境保全投資にかなりの影響力をもっている。ドイチェBP AGによって委任された一九八六年のアンケートによる経営環境委員の提案と推薦はほとんどすべての経営によって考慮されている。各々の経営環境委員は環境関連意思決定の前に意見を聞かれる。

経営環境委員会には種々の法律で根拠づけられた概念がある。一九七四年環境排入制限法(第52〜58条 Blasch G)、一九七六年の第四新法における家庭用水法(第21 a〜21 g WHG)および一九七七年の廃棄物法におい

て環境排入制限、水質保全および廃棄物に関する経営環境委員の常設が規定されている。大企業においては法律によつて規定された課題が、通常、人的または組織的単位と組んで配慮されている。

理念的に言えば「経営環境意識」をもつた経営環境委員も存在すべきである。概念的には、それは企業指導があらゆる環境意味的機会において専門に精通した忠告をすべき内部制度となる。これに関して論じた最初の法律は、一九五七年の家庭用水法における経営環境委員である。それは地方の水規制より先に連邦単位で形成された。この法律は所属の担当部署も持ち、企業に「責任ある経営環境委員を設置」するように規定している（第4 W H G）。しかし、最初の六〇年代の環境に関する法律において環境排入制限、水質保全および廃棄物除去が法律によつて規定され、三つのタイプの注文、すなわち課題、法律、法制定が決定される。これは最初は連邦環境排入制限法のための内的環境委員提案として生じた。当時、環境保全特別委員の設置のイニシアティブの基礎において「それは環境に優しい生産方法や製品導入のために経営に固有のイニシアティブが要求されるべきである。：それと並んで、更に経営内にコントロール権限をも持っている。：経営環境委員の課題領域を個々の経営関係に分け、企業に活動場所を与えるべきである。環境

保全のためのこの三つの「伝統的」経営環境委員と並んでその間に企業の環境関連問題に従事するスペシャリストがいる。連邦環境庁排入制限法第58 aによれば、それが一般大衆および近隣者にたいしてその妨害の際生じる危険のために必要である限り、経営者は同意を必要とする一つまたは複数の設備故障特別委員を設置しなければならない。危険物特別委員は五〇t以上の危険物を発送し、運送し、運搬のために包装または引き渡す企業に必要である。この場合、法的基礎は危険物特別委員規定にある。

環境保全のための経営環境委員の設置の義務は、特に、大企業にある。この場合、排出量・その種類、障害時の危険潜在性、排水または廃棄物の種類・数量が基準としてやくだつ。さらに、かなりの環境作用をとまなう損害量から独立して計算し得る同じような基礎が把握される。当局も相当の必要性のある場合経営者が環境保全特別委員を設けることを義務づける。すべての特別委員は各経営領域別環境関連法規の遵守ならびに委託された指令、条件および命令を監視する義務をもっている。このような課題を充たすために特別委員は計量すること、計量結果を記載すること、経営設備の規則に合ったコントロールをおこなうこと、設備を注視し、その機能検査をすること、経営者または利用者に欠陥を示すことおよび

び欠陥を除くための提案をすること、以上のような権利があたえられている。

一九八九年に環境保全のための経営環境委員協会（VBU）が結成された。一九九二年終わりには既に約七〇〇に列れていたこの団体は一つの職業団体であり人々の利害を代表することを目的としている。環境法規にしたがつて環境委員に指示され、当局に任命されるかまたは同じような課題が知覚されるか、コーディネートまたは指導される（vgl. 取扱規則第二）。この団体の目的は以下の課題にある。

- ・その職業的利害において委員設置につながりのある業務を構成員に代わって代理すること
- ・その構成員の環境排入制限、水質保全および廃棄物問題に関し指示を与え再教育すること
- ・環境委員と学識経験者、公衆、国家機関および政治との間のコンタクト情報交換の要請
- ・国家および企業における環境委員のための公衆への説明および理解の要請

・法的環境基準により環境委員に選ばれた当局に氏名が記録されている者並びに同じまたは似た役割を果たし環境委員の仕事をコーディネートまたは指導する者が連盟にメンバーとして加盟できる。

一九九二年以来オーストリアにおいて環境・廃棄物委

員会がある。登録された連盟は法的、社会的、政治的、経済的独立性を強調しており、独自評価によると、環境委員間のコミュニケーションの促進のベースとなり、法的、社会的、政治的、技術的そして経済的發展とともに当局との話し合い、近隣者と学識経験者との話し合いについて情報供給とスクーリングのベースともみている（注5）。

三、世界初の「エコロジー簿記」、R. Müller-Wenk により開発

三ー一 「エコロジー簿記」の登場：七〇年代半ば
「エコロジー簿記」は、St. Gallen 大学教授である Ruedi Müller-Wenk が経営管理の第一線で環境問題に取り組み、経営と環境とのギリギリの妥協点を模索してきた苦闘の成果であり、スイスの伝統的な簿記の勘定理論と、精密機械工業の発展に見られる高度な工学の歴史と、Migros 社に代表される、いわゆる環境を意識した経営をその背景にもつものである（注6）。

「エコロジー簿記」という Müller-Wenk の概念が、本書の刊行以来、経営情報システムをめぐる論議においてたしかに特別な地位を占めるようになった。とりわけ論理的な議論に関し他のものより効果があった。実務においては七〇年代半ばに Roco-Konserven (Rorschach)

というスイスの食料品会社がMüller-Wenkの成果を試みした。更に、Tutzing, Bad BollおよびHofgeismarでも応用実験が試みられた。

もちろん、かなりの難点が生じたが、八〇年代の終わりにスイスの都府St. Gallen, BernおよびZürichでこの概念が初めて適用されている。

このエコ簿記概念は、貨幣評価の代わりに「エコ本位」法を導入し、基本的にあるゆるセクターの企業や公的役部門に行動評価を提供するよう要求するものである。

Müller-Wenkの見解によれば、この簿記の基礎には種々の企業分野の環境作用因が互いに比較でき、且つ、環境保全措置の効果が国家によってコントロールされることにあるという。財務簿記を模写するエコ簿記の基礎概念は比較的簡単に記述されている。

・ 個々のカテゴリーは会計報告をする企業から発生する環境負荷額、エネルギーや材料のような資源の消費並びに作業屑、排水、排熱のような排出物にその物的測定単位別（たとえば、重量、数量、およびエネルギー量）にわけられる。

・ そのカテゴリー内では、たとえば原材料の種類および河川への負荷のように分離測定される。

・ その時々単位は当該作用因のエコロジー希少性（たとえば一定の排出による環境への負担限界能力）すなわ

ち「等価係数」(Äquivalenzkoeffizienten, Aek) によって測定される。それは物的消費量または排出量列の同じ計算単位を持っている。

・ 作用因と特殊な等価係数との掛算によってエコロジー「計算単位」(Rechnungseinheiten, RE) が算定され、そして単位次元に基づいて加算減算できる。結局、この方法で当該期間内の自然的環境にかんする企業の総作用因が計算される。

Müller-Wenkはエコロジーコンテンツラメンに次のような勘定クラスを入れるよう勧めている(図表1)。それらには企業内の領域並びに前後に延長した生産段階の製品の利用や消費、消費による廃棄物への作用因、すなわち経営への追加的負荷並びに軽減もまた該当するものである。

- (a) 自己企業への負荷
 - ・ 材料消費
 - ・ エネルギー消費
 - ・ 排水
 - ・ 土壌の非自然化
- (b) 企業によって生産された家庭用製品による負荷(平均的に使用され除却される際)
 - ・ エネルギー消費
 - ・ ガス化・粉塵化廃棄物
 - ・ 固形廃棄物
 - ・ 排熱
 - ・ 排水

図表1 Roco-Konserven社 (1975年現在) (注7)

勘定科目	物量単位 での数量	等価係数 (Aek)	R E
1. エネルギー消費			
1.1. 電力	6,803,525kWh	15.75RE/MWh	107,156
1.2. ガス	43,890m ³	0.022RE/m ³	966
1.3. 灯油(特)	98,292ℓ	0.013RE/ℓ	1,278
" (並)	1,976,780ℓ	0.013RE/ℓ	25,698
" (重)	534,880ℓ	0.013RE/ℓ	6,953
1.4. ガソリン	108,322ℓ	0.013RE/ℓ	1,408
1.5. 軽油	177,500ℓ	0.013RE/ℓ	2,308
小計			<u>145,767</u>
2. 原材料消費			
2.1. ブリキ:			
鉄	2,453,800kg	0.0388RE/t	95
スズ	20,700kg	72.7RE/kg	1,504,890
マンガン	12,435kg	0.01565RE/kg	195
2.2. ハンダ:			
スズ	5,239kg	72.7RE/kg	380,875
鉛	7,111kg	3.1RE/kg	22,044
2.3. アルミニウム	18,787kg	66.5RE/t	1,249
2.4. ポリエチレン, ポリスチロール	243,456kg	0.0144RE/kg	3,505
2.5. ポリ塩化ビニール	36,917kg	0.00654RE/kg	241
2.6. ガラス	913,468kg	0	0
2.7. ガラス容器のフタ:			
鉄	64,248kg	0.0388RE/t	2
スズ	400kg	72.7RE/kg	29,080
マンガン	310kg	0.01565RE/kg	5
2.8. 厚紙・紙	683,166kg	0	0
小計			<u>1,942,181</u>
3. 土地消費	0m ²		<u>0</u>
4. 固形廃棄物			
4.1. 無毒で貯蔵可能廃棄物	1,445m ³	0.0114RE/kg	16
5. 排水			
5.1. リン含有	347kg	295.32RE/kg	<u>102,476</u>
6. 気体状廃棄物			
6.1. 二酸化イオウ	81,000kg	1.12RE/t	91
6.2. 一酸化炭素	32,208kg	61.6RE/t	1,984
6.3. 二酸化炭素	8,245,400kg	0.05RE/t	412

国際経営フォーラムNo.7

6.4.	炭化水素	22,242kg	1,401RE/t	31,161
6.5.	窒素酸化物	19,614kg	37.6RE/t	737
	小計			<u>34,385</u>
7.	排熱			
7.1.	電力から	5,851Gcal	14.76RE/Tcal	86
7.2.	ガスから	307Gcal	14.76RE/Tcal	5
7.3.	石油派生物から	26,356Gcal	14.76RE/Tcal	389
	小計			<u>480</u>
8.	家計による環境侵害			
8.1.	可燃性家庭ゴミ(燃えかす)	994m ³	0.0114RE/m ³	11
8.2.	PVC(ポリ塩化ビニール)廃棄物 (燃焼により発生するHcl)	21,042kg	9.72RE/t	205
	小計			<u>216</u>
9.	原材料の(他企業への)引渡し			
9.1.	他の缶詰工場への缶の引渡し:			
	鉄	523,490kg	0.0388RE/t	20
	スズ	5,520kg	72.7RE/kg	401,304
	マンガン	2,640kg	0.01565RE/kg	41
	鉛	1,520kg	3.1RE/kg	4,712
	小計			<u>406,077</u>
	再計:			
	エネルギー消費			145,767
	原材料消費			1,942,181
	原材料の(他企業への)引渡し(控除)			△406,077
	固形廃棄物			16
	排水			102,476
	気体状廃棄物			34,385
	排熱			480
	家計による環境侵害			216
	1975年ロコ社全環境侵害			<u>1,819,444</u>

- ・排熱
- (c) 材料を再提供することで企業の負担軽減

エコロジー簿記の核心は等価係数の決定にある。それによって色々の単位で表示された環境作用因が初めて測定可能となり得る。それがこの簿記の最も重要な要素である。Miller-Wenkによれば、その決定は国家や国際的に認められた機関によってなされなければならないとしている。より大きな等価係数は際立ったエコロジー希少性を意味している。それに対して0の等価係数は非希少性の極端なケースを示している。Miller-Wenkは等価係数を動的な数値として理解し、新しい原材料発見または特定の資材の毒性のような学問的認識などの変化した観点が取り入れられる要素である。Miller-Wenkによればエコロジー希少性には本質的に二つのカテゴリーがあるという。

一、比率希少性

このカテゴリーは資源の各排入または消費にたいして「危険性のある比率」が存在することによって特徴づけられる。これを超えるとエコロジー的にもはや受け入れられない作用因が生じる（たとえば、湖の酸化のようなものである）。それ故に、ここでは実際の消費率または

排入率の伸びは危険性のある消費率または排入率が制限されることによって希少性（「相対的」希少性）が表現される。

二、累積的希少性

たとえば、これは石油のような資源が取り尽くされることにある。比率希少性との違いはどの類の消費率によっても防ぐことの出来ない完全に取り尽くした状況（「絶対的」希少性）に一步ずつ近づくことである。

エコロジー簿記は、経営の環境作用因のための情報システム・測定システム以外の何者でもない。それ故に、それは自ら環境条件改善に関して制約されている。しかしながら、Miller-Wenkによれば以下の場合この用具によって環境作用因の外的操作が実現される。すなわち（一定の経営規模以上の）すべての企業はエコロジー簿記の実施と公開が義務づけられ、個々の企業に国家的操作によって環境消費の（REで測定された）制約が命ぜられた場合にのみ実現する。この背景には経営が、その生産プロセス、製品特性および製品種類に関して可能なかぎり環境負荷を少なくしようと努めることにある。

既に強調したようにエコロジー簿記は実務においてこれまで完全に実施されていない。これは一方において手数が掛かりすぎること。他方において、これはしばしば

あげられる批判点であるが、Aekの決定に相当な難点があること。そのような係数を決める国家や国際的機関は一般からの同意を得るのはなかなか困難であろう。それにもかかわらず、エコロジー簿記では経営環境情報システムを明らかにし、本質的な負荷を可能なかぎり単位別、エコロジー基準によって計ることが出来る。エコロジー簿記によって経営の環境作用因の完全な隙間のない分析を期待することは決して出来ないであろう。むしろこの簿記は重要な作用因を表示すること並びにそれらの関係を記載すること、関心を持つものに一般的であり詳細すぎない指示を与える^(注6)ことである。

三・二 経済が環境イニシアティブを支持：八〇代半ば

このアイデア提供者は中規模企業であった。一九八五年には、先ず、多くの工企業が「ドイツ環境意識を持った素材産業研究会」(Bundesdeutschen Arbeitskreis für umweltbewusstes Materialwirtschaft)^(注7)を組織した。その直後には「環境意識のある経営」として活動範囲を拡大した。一九八七年よりB.A.U.M.は登録された組織となり、公的な組織として認められた。この団体は「環境先導者」と見做され次の目標を追求している。

- ・ 企業と研究所の環境責任を強めること
- ・ 意見交換と研究により環境指向の経営の統合されたシ

ステム「Winter Modell」の開発

- ・ B.A.U.M.の促進会のメンバーで環境意識のある経営の手段と対策を実際に導入すること
- ・ 経済で共同で得た体験と思考を全般的に普及し、広く公に、且つ、集中的に情報を提供すること
- ・ この目的を追求する際に、B.A.U.M.協会は、異なった原理を維持すること
- この協会は
 - ・ 企業責任に基づく環境保全組織である
 - ・ 環境への責任においては、メンバーの環境態度に対しては明確な要求を持つ
 - ・ 公の関心を追求し、業界または政党の関心は追求しない
 - ・ 「環境意識のある経営」の話題のみにたずさわり、目標の異なった連盟の関心には影響されない
 - ・ どの分野で環境保全と企業の成果が共存するかを表示し、原価が生じるところでも必要な環境保全を要求し、実務的、かつ学問的なものにも基づいている
- 現在、B.A.U.M.協会には二〇〇社以上の促進会員がおり、たとえば次のような工、商、サービス業および手工業の中・大規模の企業が加盟している。

AEG Hausgeräte GmbH, Arthur D. Little Management Consultants, Auro Pflanzenchemie GmbH, Bergmann Möbel GmbH, Boehringer Chemie GmbH, Bosch GmbH, Bubbenzer Bremsenfabrik GmbH, Deutsche Bank AG, Deutsche Shell AG, EWald Dörken AG, Dresdner Bank AG, Dr. Madaus Pharma AG, Dralle GmbH, ELBA Ordnerfabrik GmbH, Elida Gibbs GmbH, EMPE Werke GmbH & Co. KG, Flexipack Werk Wunderlich GmbH & Co., Gerling AG, Haase Tank GmbH, Hallapa GmbH Maschinenfabrik, Heinlein Plastik Technik GmbH, Hewlett Packard GmbH, Ludwig Stocker Hoffpisterei GmbH, Hewlett Packard GmbH, Ludwig Stocker Hoffpisterei GmbH, Holsten Brauerei AG, IBM Deutschland GmbH, IKEA Deutschland, Kanne Brottrunk GmbH & Co. KG, Kendall GmbH, Lever GmbH, Livos Pflanzenchemie GmbH, Löwenbräu AG, Mohndruck/Bertelsmann Grafische Betriebe GmbH, Molto GmbH, Neumarkter Lammsbräu, Nova Versicherungen AG, Dr. August Oetker KG, Otto Versand, Piller GmbH & Co. Maschinenfabrik, Sandoz Pharma AG, Schaper KG, Schoeller GmbH & Co. KG, Staatliche Mineralbrunnen GmbH, Staedtler Mars GmbH & Co., Tetra Pak GmbH, Time System GmbH, Webasto AG, Wicküler GmbH & Co., Würzburger Hofbräu AG, Zweckform GmbH.

促進会員には、その他に多くの団体、商工会、自治体、個人会員がいる。

B.A.U.M.協会の考えでは、エコマネジメントは自発的に環境法を守る以上のものである。それ故に、この協会は次のような環境指向のマネジメントのためのコードを義務づけている。

B.A.U.M.協会コード

当協会の解釈では自然、社会、経済および各個別企業

がグローバルなエコロジーシステムの部分としてみており、それらのバランスと種類の多様性はあらゆる生命存在の重要な要素である。当協会は自然の生命の基礎を維持するために経済団体として責任をもつ。当協会は公の資源、水、空気、土地そして動植物を大切に切り扱うように市場経済的用具により確保されなければと信じている。そしてそのためには経済と政治との密な共同作業が必要であり、共同の努力により環境保全への一般の意識が情報と訓練により許可されなければならない。当協会は環境指向的で、任意に設定され、市場によりコントロールされる経済秩序に大きな企業チャンスがあると見ており、これが次世代の富を確保するであろう。このような秩序は、エコノミーとエコロジーとの矛盾解決を提供する。この認識からB.A.U.M.協会は、次のような企業行動に関するコードを義務づけている。

一、当協会は環境保全を企業目的の上位に置き、企業経営の原理に取り入れる。これは継続的に実現すべきプロセスである。

二、我々は環境保全を経営の重要な役割とし、すべての企業機能に置き、そしてすべての階層において具体的な目標と行動規則が実現されることを確保する。

三、我々は環境保全を常時負うべき責任とみる。専門的な資格は環境委員と環境委員会の任命により、すべての

意思決定において広範囲な情報の編入が確保できるように組織されている。

四、我々は環境保全を計画、調整、コントロールシステムにおいて独立した基準として統合し、可能なかぎり数量化する。

五、我々は、弱点を認識するために必要な措置がとられ、達成成果が記録されているかに関し、企業内の環境保全の現状について定期的に報告する。

六、我々は従業員に対して、環境局面に関し詳しく報告し、彼らが私的な面でも環境意識のある行動を取るよう動機づける。我々のスクーリング対策でも環境保全に重点を置く。

七、我々は研究開発を主に我々の製品と製造方法のためでない環境への優しさ改善に利用する。その際、原料、エネルギー、水、その他の資源をできるだけわずかに消費し、製品の総耐用期間、処分を考慮する。

八、我々は環境保全の改善努力にすべての市場でのパートナーを引き入れる。下請け業者と共に特定の環境基準を作成し、商業に情報提供をし、相談にのり、消費者に対しては我々の製品の利用とその処分に関しいちばん環境にあった取り扱いを説明する。

九、すべての社会グループとのオープンな意見交換を促進し、マスメディアには環境保全の情報を提供し、役所、

連盟およびその他の協会と共に環境保全対策を行う。十、法的規制とは最低の要求と理解し、すべての企業では最高のレベルの環境保全を目標とする。」

Der Förderkreis Umwelt future 協会は、一九八六年に公営法人として設立された。その協会ではドイツ実業界の約二〇〇の企業および管理者のイニシアティブ、すなわち環境という要素が会社哲学の重要な構成要素であることを明らかにしている。以下に、構成員リストの概要を示そう（一九九二年現在）。

alsecco GmbH & Co. KG,apetito Karl Düsterberg KG, Armstrong World Industries GmbH, AS Creation, Tapetenfabrik GmbH, Bischof + Klein GmbH & Co. KG, Dr. Doris Brinkmann-Herz, Richard Buchen ICS GmbH, Büchner & Barella GmbH, Chemie Umweltberatungs GmbH, Conze & Colsman/Concordia, DAS KREATIVE HAUS, G. Düsterloh GmbH, Deutsche EXXON Chemical GmbH, Envicon Umweltmanagement und Abfallwirtschaft, Josef Fiege GmbH & Co., Follmann & Co. GmbH & Co. KG, E. Gundlach GmbH & Co. KG, C. Hahne Mühlenwerke, Haniel Umweltschutz GmbH, Jacobs Suchard GmbH & Co., Jowat Lobers und Frank GmbH & Co. KG, Kaufhof Warenhaus AG, A. T. Kearney GmbH, Krause Biagosch GmbH, Kunststoff Information, Bankhaus Hermann Lampe KG, W. Langendorf GmbH, Georg M. Lange & Co. GmbH & Co. KG, LIVOS GmbH, & Co. KG, Multimatic GmbH & Co., NEFF Gewindespindel GmbH, Nerling GmbH Systemräume, Nestler Wellpappe GmbH, Carl Nolte GmbH & Co. KG, Nordenia Verpackungswerke AG, PRO-plast Kunststoff GmbH, PSI GmbH, H. + E. Reinert KG, Rethmann AG, Ritter Energie und Umwelttechnik GmbH, Saueressig GmbH & Co., Schimmel GmbH + Co. KG, Gebr. Schmidt GmbH, Schmitz-Werke GmbH + Co., SCHÜCO International GmbH & Co. KG, Stadtparkasse Köln, Christof Stoll GmbH & Co. KG, topac Gesellschaft für Verpackung GmbH, Weckerle GmbH, Anton Zahoransky.

「未来」概念の出発点は、環境問題は多すぎる経済性

概念からではなく、あまりに少ない経済性概念から生じることである。なるほど環境保全には、まず第一にお金がかかる。しかし、環境保全を怠るとより多くの原価、すなわち非エコロジ―生産による帰結が生じる。この原価は、短期または長期的に企業にも跳ね返るものである。一方においては処理費用の増大、排水使用料の上昇、エネルギー費の値上げというかたちで、他方においては経済的生産およびその販売市場の立地条件の基本的悪化という形で生じる。しばしば長期的ばかりでなく短期的にも製造上の環境保全措置によって金銭や資源を節約できる。「Förderkreis Umwelt future」は、企業者の環境イニシアティブとして経験やノウハウの交換される場所である。作業上の重点は以下の点にある。

- ・ 環境関連情報（雑誌「企業と環境」、出版物、アクトユアルな情報レター）
- ・ 環境マネジメントの実施（ガイドダンス、セミナー、企業管理者のためのマネジメントワークショップ、経験交換サークル、コンサルタント・科学的文献・実習生の紹介）
- ・ 公的なイベント
- ・ 科学的プロジェクトや共同作業（パイロットプロジェクトのエコピランツ／エココントロリング、環境思考的企業管理のための研究プロジェクト、経営的環境訓練

教育、家計助言プログラム、ウツパタールサークル）

- ・ 構成員サービス（インフォメーションサービス、文献データベース、住所データ、PR―支援、チェックリスト）
- ・ オーストリアやスイスではまさに経済によって環境イニシアティブが取られている。
- ・ 一九八九年にオーストリアにおいて企業独自のイニシアティブで「管理者の環境意識高揚のための連邦作業サークル」（オーストリアB.A.U.M.）が創設された。現在、この連盟には八〇以上のメンバーが所属している。例えば以下の会社がある。

オーストリアB.A.U.M.は以下の目標を追求する。環境意識を持ったマネジメント実現のため、セミナー、環境フォーラムその他催物を通じて実務思考の情報、環境意識をもったマネジメントを規制によって実現するための問題解決の場、B.A.U.M.研究所の方法で環境意識をもったマネジメント実現の為の助言、構成企業の環境措置に関する表示と記録、環境意識をもったマネジメント領域で共同の企業活動のための作業グループおよびフォーラムにおける部門的またはテーマ別経験交換、企業と役所または官庁との環境問題の政党色のない交換ならびに環境意識をもった経営管理用具のさらなる開発。スイスでは、一九八九年「環境意識をもった経営管理

のためのスイス連盟」が創設された。O.B.U. (フランス語名: 略称 A.S.I.E.G.E.) は、次のような目標を追求する。エコロジー知識の紹介、メンバー同志の体験交換、テーマ別作業グループの構成、訓練および再訓練の要請、研究プロジェクトおよび研究活動の促進を追求する。連盟には約二〇〇のメンバー企業が属している。O.B.U.の顕著な特徴としては、実行責任を持つ人が一名いるだけでメンバーになれることである。これによりマネジメントがO.B.U.の要求に個人的に取り組むことが確保されている。メンバー会社は三つの部分からなるO.B.U.ガイダンスの内容(環境意識をもった経営管理、エコロジー的、社会的市場経済)を徐々に会社の実践に取り入れ、内容的に各社のガイダンスに統合しようと努力している。

一九九一年四月にINEM協会がドイツに創設された。INEMは「International Network for environmental Management」の略であり、世界的な経済的環境イニシアティブを持っており九二年半ばまでには一〇〇〇社がメンバーとして加盟している。ここにわずかな例を挙げよう^(注十)。

A. D. Little, AEG, Alcatel-Alsthom, Apple Computer, Asea Brown Boveri, AURO, Bertelsmann, Bosch-Siemenes, BP, Bull, CETEST, Commerzbank, Courtaulds, Daimler Benz, Digital Equipment, Deutsche Bank, Dow Chemical, Dow Corning, Dresdner Bank, Danish National Railways, Electrolux, Elida-Gibbs, Ericsson, FINA, Frankfurt Airport, Gruner & Jahr, Hartmann, Hewlett Packard, Holsten Brauerei, Nobel Industries, IBM, IKEA, Kellogg's, KPMG, Langnese-Iglo, Lever, Leyland DAF, Löwenbräu, Mobil, MoDo, Mölnlycke, Nashua, Neckermann, OBI, Océ, Dr. Oetker, Olympia, Otto Versand, Philips, Quelle, RICOH, Sandoz, Schwarzkopf, Shell, Siemens, Stena Line, Stora, Swedish National Railways, Tetra Pak, Varta, Volvo, WIBEBA, Yves Rocher. INEM kooperiert außerdem mit zahlreichen nationalen Umweltinitiativen aus Argentinien, Brasilien, China, Dänemark, Deutschland, Frankreich, Irland, Israel, Japan, Kanada, Malaysia, den Niederlande, Österreich, den Philippinen, Schweden, Schweiz, Slowenien, Süd-Afrika und Zimbabwe.²⁵

(注十)

四、経営経済学が環境保全を発見

四-一 エコロジー議論の開花: 八〇年代半ば以降

経営経済学にとって環境保全は、これまで学問対象とならなかった。「エコロジーの開花」、すなわち環境問題の広範な議論は八〇年代の後半になって漸く始まった。それ以前、経営経済学にとって「環境」とは主に「市場的」な環境であった。つまり、主に顧客と競争者、部分的には供給者、従業員、資本家であった。

当初は、長い期間、時たま専門雑誌の記事が公開されただけであった。例えば、Eichhorn(1972)、Heigel(1974)、Schmidt(1974)およびImmler(1975)がそうである。

七〇年代の後半には約十四件のドイツ語文献が完成した(主にドクター論文)、そこでは主にエコロジー思考を企業の機能分野に統合するという内容がかかれていた。八〇年代初めには、さらに多くの先駆的文献が公開された。そこでは初めてすべてのテーマが基本的に取り扱われた。

実務のための重要なコンサルタント用ガイドとしては、現在、多くのパンフレットがあり、そこではエコマネジメントのアクチュアルなテーマに関して定期的に報告されている。一九七七年にはVogel, Heigl, 及び Schäferが環境保全に関するハンドブックを出版しており、これは環境保全に経営経済的問題について論述したものである。一九八〇年以來「環境とエネルギー」、「経営実務のためのハンドブック」というような重要パンフレットもある。一九八九年には若手経営者の集まりであるドイツ連盟が、企業の経済的な環境マネジメントのためのハンドブック「BJU「環境保全コンサルタント」を初めて出版している。

八〇年代半ばには「全般的にみたエコロジー企業政策」(Priem)と「戦略的な方針」(Steger)とこうような文献が出版されている。これらの文献で最も重視されているのは、種々の目標の適正化と同時に

・環境事故のリスクの減少

・環境保全に関する出費の効率化
・環境関連に基づき、製品の最良のマーケティング

現代では、エコマネジメントに関する出版物の数量は急増している。ドイツ連邦環境庁の「情報システムおよび記録システムにおける環境」(UMPLIS)では一九九三年の半ばまでにこのテーマ領域に関して約七〇〇の文献が保存されている。一九八六/八七の両年では三七件しか収集されなかったが、一九八八/八九では一四件もあった。一九九〇/九一では一八二件もの公開物がデータバンクに収集されている。この傾向が続くならば、将来は年間一〇〇件もの経営経済学の環境問題に関する文献が保存されるであろう。それには日刊新聞の記事は含まれていない。主に、八〇年代後半ではエコマネジメントの問題に寄与する大学および一般の研究所が創設された。その中で特別な地位を占めるのは、企業用水および空気浄化のための研究所(IWL)である。これは既に一九五六年に営利経済企業および経済連盟により企業内の環境保全のための独自施設として創設され、現在、四〇〇以上のメンバーが加盟している。この協会は空気浄化、騒音防止、水、排水、廃棄物、土地汚染改善並びに製品の環境に対する優しさテスト等のサービスを提供している。それは連邦排入保全法第26、28に基づき、調査と評価を実施する鑑定所である。

IWLは排水導入に関する自己監視の枠内での調査場所である。それは企業にも役所にも拘束されない研究所である。IWLは、環境問題の実際の解決可能性に関し、方法選択や申し出判断について官庁によって認められた測定法並びに経営分析から役所とのコンタクトおよび認可の取り方を援助する場所を提供している。

重要なパイオニア機能をもつのがエコロジー経済研究協会研究所(IÖW)である。この研究所は公益GmbHとして創設された。この本部および管理部はベルリンにある。支部はBaden-Württemberg, Nordrhein-WestfalenおよびSchleswig-Holsteinの各州にある。IÖWはエコロジーとエコノミーを結び指導原理を追求する。この研究所は「エコビランツ」および「エココントローリング」の分野で有名である。現在、約十五名の男女の共同研究者が以下のような研究分野または実務ユニットを担当している。

- ・研究分野 1…エコロジー的な企業政策
- ・研究分野 2…環境政策―用具および制度面支店より
- ・研究分野 3…エコロジー的で、エコノミー的な理論の形成
- ・研究分野 4…職業的再教育
- ・研究分野 5…エコロジー的な地域的および基本的政策

- ・研究分野 6…エコロジー的な消費

IÖWはその創設以来、エコロジー的な経済研究協会(VÖW)と繋がりがある。IÖWは独自の書物を出版している。両協会は定期的に情報サービスを提供している。

一九八七年にはヨーロッパアン ビジネススクールにエコマネジメント協会が創設された。この協会は、独自出資の大学研究所として長期的な経営学の基本プロジェクトを実施する。これらのプロジェクトは公と寄付団体によりサポートされている。この大学研究所は、ヨーロッパアン ビジネススクールのエコマネジメントと取り組んでおり、エコロジーを経済学の教育内容として取り入れるためのカリキュラムの開発に寄与している。環境マネジメント協会は依頼研究をしており、主に企業のための知識伝達を行っている。

- 研究と作業の重点は主に次の分野を含む。
- ・戦略的企業計画
 - ・イノベーションマネジメント(技術の分析および評価を含む)
 - ・組織開発
 - ・エコマネジメントおよび消費者行動の変化
 - ・リスクマネジメント
 - ・経営的および国民経済的ウンベルトエコノミーのため

のカリキュラム

- ・市場思考の環境政策用具
- ・環境保全に関する国際的な広がり
- ・立地要因として環境保全^(注十二)

九〇/九一の冬学期からMünster大学では重点科目として「ウムベルトマネジメント」と「ウムベルトエコノミー」が導入された。両科目ともドイツでは唯一のものであり、エコロジーとエコノミーとの繋がりにおける現在の問題と学問的な把握法と取り組んでおり、一九九二夏学期より、卒業に必要な科目に編入された。両科目の基礎ブロックが「環境と経済」である。これは次の四つの講義、すなわち「エコロジーと環境技術の基礎用語」、「環境法と計画法」、「経営環境計画の基礎」および「環境物質のコージネーション機構」である。そして重点科目ウムベルトマネジメントエコノミーは環境に優しい経済開発にならなくてはならない条件を問いただしている。重点科目ウムベルトマネジメントでは経営経済的観点からの環境保全の問題が観察されており、分析の中心は環境保全を全ての企業の機能の取り入れることである。この新しい履修科目に勇気づけられ、一九九一年の夏学期からは「経済と環境への学生イニシアティブ」が創設された。そこで学生たちは経済的観点から見た環境保全について議論し、それらの工業の意義を研究し、実

現可能な解決案を探し求めている。

ちなみに、一九九五年の夏学期講義科目には、ウムベルトテヒニーク・エコロジー・ウムベルトシエミカリーン（環境融和化学製品）の基礎概念、ウムベルトエコノミー、ウムベルトマネジメントの三つがあり、またウムベルトマネジメントのセミナーは、D. Adam, H. Meffert, J. Hensmannの三人の教員が担当している^(注十三)。

一九九二年にSt. Gallen大学では経済・エコロジー研究所 (IWÖ-HSG) が創設された。これは経済、自然および社会との関係を研究するスイスで初めての大学研究所である。大学と共に「エコノミーとエコロジーオイクス基金」に出資している七つの企業 (Bauer Weichkäserie, Fela, Hilti, Hiobis Holstoff, Lever, Model Holding, NCR) がIWÖを支えている。冠研究は以下のような重点の基に行われている。

- ・市場経済に関するエコロジー的再開発
- ・スイス環境政策の国際的コンテクス
- ・エコロジーと競争能力
- ・エコロジー意識を持ったマネジメントと開発
- ・環境マネジメントシステム
- ・環境政策の法的実現

現在では、「エコマネジメント」のテーマは多くの大学で多少の違いはあるが、集中的に教えられ研究されて

いる。次に「エコマネジメント」が教科と研究課題となっている大学を紹介しよう。

・Siegen大学ーエコ経営経済学研究所…この教科の重点は経営環境保全の組織、エコマネジメント一般および廃棄物管理である。

・Oldenburg大学ー経営経済学一研究所…この教科の重点は「環境経済および資源経済」の課題を大学院課程で実施することである。

・NürnbergのGeorg Simon Ohm単科大学ー第十科経営経済学…この教科の重点は「環境指向材料管理」、「エコピラント」および「エココントロールリング」である。

いま予定されているのは二学期にわたる職業実務家のための基礎コースである。

・Hannover大学ー一般経営経済学…この教科の重点は「エコロジカルな企業政策」、「環境マネジメント」および「環境組織システム」というテーマにある。

・Hannover大学ー経営経済学…この教科の重点は「エコマーケティング」と「エコロジーと商業」というテーマにある。

・Fulda単科大学ー経営学科…この教科の重点は「環境政策」、「環境法」、「経営環境マネジメント」、「環境技術入門」というテーマにある。一九九〇年夏学期からは「環境経済学」という科目が追加された。

・DüsseldorfのHeinrich-Heine大学ー経済学部…この教科領域の課題は「生産管理と環境保全」、「企業倫理と環境保全」、「会計学と環境保全」、「エコロジカルコントロールリング」、「製品と統合した環境保全」ならび

に「リスク政策と環境保全」である。一九九一年からは生産管理とウムベルトエコノミーという講座が設けられている。一九九四年冬学期には、生産管理Vで資材管理

・物流・環境保全という講座、生産管理ゼミナールで生産統合的環境保全の特殊問題という演習をそれぞれ開講している。また、一九九五年夏学期には、生産管理IIIで

生産管理と環境保全、同IVで研究開発と環境保全という講義、同ゼミナールで経営経済学、特に生産管理およびウムベルトエコノミーという演習をG. R. Wagner教授

とその助手が開講している(注十四)。

・Aachen工科大学ー経済学部…一九九四年冬学期について翌年の夏学期にも「企業と環境保全」の問題をH. Dyckhoff教授がその講義およびゼミナールで取り上げ

ている(注十五)。

・Augsburg大学ー経済・社会学部…ここでの教科領域には「環境意識を持った企業マネジメント」、「エココントロールリング」および「エコピラント」があり、A. G. Coenenberg教授が中心に指導している。

四・二 ツツチンガー(Tutzing)宣言：一九八八年春

ここ数年でエコロジカルマネジメントに関し多くの原理や基準が開発された。この関連では、以下の「エコロジック指向の企業政策のためのツツチンガー宣言」(注十六)十項目が模範的機能をなしている。その重点は企業レベルに相応している。そのうち第十条だけが企業にとって環境に優しい経済活動が魅力的になるように国家の役割を強調している。

環境指向の企業政策のためのツツチンガー宣言

- 一、環境指向の企業政策は、環境と企業の将来を確保するのに寄与する。
- 二、環境保全は企業の政策の一部である。
- 三、環境保全はマネジメントの任務である。
- 四、環境指向の企業政策はすべての企業分野に対応する。

五、企業の環境指向は賢明な方法により環境負荷をできるだけ低く押さえるか、あるいは全く防止するのが目標である。

六、環境指向の企業政策は全社員を含む。

七、環境指向の企業政策は内外にたいして信頼性がなければならぬ。

八、環境指向の企業政策は伸びゆくマーケットチャンス

を利用する。

九、環境指向の企業政策は社会的市場経済の中での企業の固有の責任の一部である。

十、環境指向の企業政策は環境要求の国際的調和を促進することにより、そして企業の環境イノベーター的な解決案の提案余地を拡大しようとする国家の政策によりサポートされる。

このT宣言はどのように草案されたか。その基点は「企業文化の一部としての環境保全—環境指向の企業政策」というテーマの会議であった。これは一九八八年、T市のプロテスタントアカデミーで催された。既に事前の話し合いで公的なエコマネジメントシステムのための主な基準を一つ宣言の形でまとめるといふアイデアが生まれた。この要望は印象的な成果をあげたことがこの活動のドキュメントを見てもわかる。一九八九年迄に次の様な団体が支援している。

- ・異種業種の約八〇の小中大企業、
- ・ドイツ工業連盟(この会長が実筆でこの宣言を署名している)

・ドイツ土建連盟

・ドイツ化学連盟

・ドイツ鉱石採掘総連盟

・ドイツ商工会議所(ならびに多くの地域会議所)

- ・ドイツ手工業中央連盟(ならびに多くの地域手工業所)
- ・種々の手工業連盟

・多くの科学者達、環境連盟、その他関心のある人たち
 現在では、環境指向の企業マネジメントのための検査基準を開発しようとする試みが多く存在する。このような試みは必ずしも工企業に制約される必要はない。例えば、ドイツ銀行、ドレスナー銀行およびコメルツ銀行は一九九二年五月にニューヨークで二六の外国の国際的銀行と共に「銀行の環境と長期持続的開発のための宣言」に署名した。このように銀行はその独自の営業政策により、環境にあつた成長を指向するよう義務づけられている。

一九九二年十二月にはドイツ環境・自然保護連盟協会(BUND)は「エコ的企業マネジメント」というテーマに関する要求書を提出している。この中で企業の実際のエコロジカルな開発レベルが読み取れる検査基準が今まで以上に必要であるとし、「検査基準のカタログが実務的であつて、公のコントロール方式として利用できるためには、一方では、あまり一般的であつてはならず、とはいつても、もう一方では全体を概観できるようにあまり細かいことに気を使ひすぎてはならない。それは簡単にチェックでき、秘密であるメルクマールを要求するものであつてはならない。要するに、この基準はあらゆる

産業分野、どのような企業規模でも適用可能でなければならぬ。」以下にBUNDのカタログのうちから最も重要な点を上げよう。

- ・自明の最低要求としてすべての法的な法規と措置が守られていること
- ・環境保全の企業フィロソフィーまたは目標システムの一部となり、チェックできる部分的目標として表現されなければならない。エコロジカルな企業マネジメントは全面的なアプローチを要求し企業内のすべての活動分野にわたらなければならない。BUNDの検査基準としては
- ┆ 独自義務付きの宣言の署名(例えばツツチンガー宣言)
- ┆ 環境関連情報の公開
- ┆ 環境保全連盟との共同活動
- ┆ 社員の再教育と動員(環境委員会あるいは環境QC)
- ┆ エコロジカルな成果に対して適切な比率でのみエコマーケッティングを行うこと(信頼性の前提)
- ┆ 企業はエコロジカル組織の変更にあつて戦略コンセプトを持たなければならない。それにはインプット要素の最適化と最小化、生産プロセスと販売の最適化ならびに製品内容(例えば、原子力技術と塩素化学の増加)の変更が含まれる。BUNDの検査基準としては以下のものがある。

- ― 業務相手（供給者および顧客）への影響
- ― 中止と減少計画
- ― 製品開発と製品構成（エネルギー消費、再利用性、耐用年数）
- ― この産業分野でのポジション（先駆者の役割）
- ・ 企業組織はエコロジカルな目標を信頼性を持って実行しなければならない。BUNDの検査基準…
- ― 環境委任者の存在と権限（役員）
- ― 適切な環境情報システムとコントロールシステムが存在するか否か
- ― 新しい設備の製品ライン分析、環境に対する優しさ検査および現行企業プロセスに対する環境監査の実施
- ・ エコロジカル マネジメントは企業の社会的責任を要求する。BUNDの検査基準…
- ― 企業は総合経済のフレームワークの改善を促進すべきである（例えば、エコロジカルな税金改善）。
- ― 企業はエコロジカル指向の企業連盟で活動すべきである、
- ― 挑戦的に活動する企業が入手したエコロジカル ノウハウは他企業の習得期間を短縮するために気前よく譲り渡すべきである。
- ― エコロジカル経済基準はドイツ企業ばかりでなく外国企業でもはたされるべきである（注十七）。

五、エコビランツ運動から長期持続的発展のための憲章まで

五―一 「エコビランツ運動」始まる…一九九〇年代初め
 九〇年代の初めには、正に「エコビランツ運動」というものができた。ドイツ連邦環境庁の考えでは、エコビランツというものは製品と製造方法の環境への影響が「最初から最後まで」客観的に把握され、透明に纏められそして後からでも評価できるように形にしなければならぬ（これに関して次のドイツ連邦環境庁プレスインフォメーションNr.2/1992参照）としている。

ドイツ連邦国会の環境委員会はエコビランツに関する情報を得る
 ドイツ連邦国会の環境委員会は九二年一月十五日にベルリンにあるドイツ連邦環境庁に出向き、そこでの作業、特にすでに終了したあるいは現在継続中の作業に関して情報を得た。ドイツ連邦環境庁の会長Heinrich von Lersnerは、この過去数年で製造活動に関係する環境保全が設備と地域関連の環境保全に比べて相当に重視されだしたことを述べている。製造業、商業および消費者は環境保全に対してもっと重い責任を負わなければならない。この秩序正しい政策的原理は既に包装法や多くの現在検討中の法律により表現されており、九〇年代の環境政策に大きな影響を及ぼすだろう。

エコビランツというものは製品と製造方法の環境への影響が「最初から最後まで」客観的に把握され、透明に纏められそして後からでも評価できるような形にしなければならぬ。それは異なった製品、製品グループ、システム、方法または作用のできるだけ広範囲の比較である。環境庁の始めた作業（例えば、包装材、洗剤、ミネラルオイルの代用としての菜種油、電気自動車、PVC製品または廃棄物処理技術）によりエコビランツは開発され、スタンダード化され、環境政策のために利用されなければならぬ。この分野での結果は現在エコビランツ作成のための一般に認められた学問的スタンダード方式もなければ統一された用語（例 エコビランツ、製品ライン分析、ライフサイクルアセスメント、監査）もないので、非常に重要なものである。エコビランツのコンセプトは今まで主に製品評価の個別的観点で行われたものの開発された手法である。一般に認められたエコビランツが早く作成され、ほとんど自動的にイエス、ノーの決断と評価が可能になることが非常に期待されているが現時点では達成されてない。このエコビランツという用具が現在の研究により改善され、スタンダード化されれば、この用具は将来も政策決定を用意し、よりよい考えを提供し、正確なものにできるであろう。これは政治的責任のある決定の代わりにはならない。

環境庁は過去にも種々な製品、生産方法、原材料のエコロジカルな評価と取り組んできた。「青いエンゼル」のシールの授与、アスベストまたはPCBを含む製品の代用品カタログの出版、自動車の有害物質および騒音の比較調査などもこの方法で評価可能となる。このようにして得た経験は実用的な用具、エコビランツ作成の助けとなる。ドイツ連邦環境庁はエコビランツ（用いたデータの質を含む）の手法的最低要求書に関する協定の作業が最も重要であるとみている。一九九三年のEC共同市場の完成を背景とするこのような協定は国際レベルでも必要である。

ドイツ連邦環境庁は多くのメーカーが一方向的に作り上げたエコロジカル製品評価を用いて他の競合者の製品よりもすぐれていることを宣伝している傾向には頭を悩ましている。このような宣伝文句は消費者からは客観的に取られ、非常に誤解の多いものである。

エコビランツが重要になっていっているには種々の理由がある。重要な観点としては製品製造、マーケティングおよび製品評価のなかで環境保全が上位を占めていることである。そしてメディアでも毎日のように製品の環境への優しさが話題となり、国民は客観的な真実を探し求めている。これによりエコビランツの需要が説明できる。

この過去数年で作成されたエコビランツの数が急激に

増加した（図表2）にも係わらず未だに手法的な問題が多い。エコビランツの認識関心が驚くほど不明確であり、その基礎となるプロセスチェーン（例…原材料の採掘、資材の製造、運搬、流通、使用と消費、処理とリサイクル）および必要とする指標の選択である。

特に大きな問題は、大概、データベースが不十分であることである。それ故に、国際的な条約によってエコビランツの最低要求が達成されることが望ましい。これほどくに、必要とする環境指標の選択と正確性である。

未だに、全く不明確なのは評価の問題である。環境庁の考えによると、それを基礎とした種々の環境負荷を比較し、インデックス計算を可能にする客観的な評価法は現在でもまだ作成されていない。

図表2 過去数年で作成された業種別エコビランツの数 (注17)

調査対象	絶対数	パーセント
包装	59	44.7
化学製品	12	9.1
建築物	11	8.3
おむつ	10	7.6
廃棄物・リサイクル処理	5	3.8
食器	4	3.0
その他	31	25.5

五・二 長期持続的発展のための憲章

既に、一九八七年に「環境と開発のための世界委員会」が、ブルンツラントレポート“*Our Common Future*”を提出した。このレポートはこの委員会の委員長であり、非常に精力的に働いているノルウェーの首相でもあった Gro Harlem Brundland の名前をつかっている。このレポートはモダンな環境政策作成のコンセプト「途上国」の「持続的開発」をめぐる議論の基石とされている。

適切な用語の搜索はまだ終わっていない。しかし、全く疑問とされていないのは開発要求の肯定である。これは（産業の）成長のかわりに一人当たりの所得増加、健康状態と栄養状態の改善、資源を平等に入手できること、教養レベルの改善等の望ましい目標ベクトルと定義される。同じく議論の余地のないのは、この開発が持続的に行なわれなければならないこと、つまり「開発ベクトル」の価値が将来下がってはいけないことである。この関係で二つの問題討議されている。

・後の世代が今日の世代より悪い状態にならないようにするにはどうしたらよいか（世代間の平等性）

・開発国の状況は厳しいエコロジカルの制約にかかわらずどのように改善できるであろうか（同世代の平等性）

「持続的開発のためのビジネス憲章」は、一九九〇年に ICC によりまず用意され、一九九二年四月の第二回

環境マネジメント世界産業会議(WICEN2)で宣言された。これは企業にとって環境マネジメントのための世界的なオリエンテーションの助けをしている。ICCは世界的なキャンペーンにより企業と国際的な組織にこの憲章をサポートするよう動機づけている。この憲章は、以下の十六の原理を含む。

一、優先的企業目標

環境思考のマネジメントは企業政策の優先的目標の一つであり、環境に優しい開発のキファクターとしてみとめる。企業の環境に優しい行動を促すための政策、プログラム、技法を開発する。

二、統合的マネジメント

このような政策、プログラム、技法はどの企業にも重要な要素としてマネジメントのすべての分野に導入すること。

三、開発プロセス

法的な基準に基づき企業政策、プログラム、環境保全対策を学問と技術との最新のレベルに応じて、且つ、消費者の需要と公の期待を考慮し、さらに研究し、国際的に同じ環境のクリテリアを応用すること。

四、社員教育

社員が環境に対して責任を感じながら行動するように教育し、モチベートすること。

五、事前に、それがもたらす影響を予知すること。

新しい行動あるいは新しいプロジェクトをはじめる前に、またある設備を操業中止もしくは立地を断念する前に環境への影響をチェックすること

六、製品とサービス

環境にたいして不適切な影響がなく、それを使用すれば、燃料の消費が経済的であり、自然資源であり、再利用、リサイクルあるいは危険のない処理に適している製品とサービスを開発し、提供すること。

七、顧客への情報提供

顧客、代理店および公に納入した製品の危険のない使用、運搬、在庫および処理に関して情報を提供し、場合によってはじっくりと相談に乗ること。同じことがサービスにも言える。

八、設備と作業

設備の開発、設計、操作、そして他の活動の際、エネルギーの経済的な投入、再利用する資源の持続的な利用、環境に対する悪い影響を最小限に保つこと、そして廃棄物をできるだけ回避し、最終廃棄物の危険のない環境に優しい処分を考慮すること。

九、研究

企業固有の材料、製品、製造方法、放出分と廃棄物の環境への影響について、そしてこれらの影響を最小限に

保つ方法について研究作業を実施し、サポートすること。

十、予防対策

製品またはサービスの製造、マーケティングまたは使用、または作業の実施からシビアなあるいは再起不能な環境の損害を防ぐために学問的・技術的認識に順応させること。

十一、下請け業者と供給業者

このような原則を守るためその企業の依頼で働いている下請け業者に彼らの日常作業を変更するようモチベーションを促すこと。場合によってはこの作業をその企業のもとの調和させることを要求すると共に、供給業者がこの原理を全面的に守るよう促進すること。

十二、緊急時対策

緊急共同サービスをとまなうある程度の緊急時に備えて、担当の役所、市町村と共にある地域範囲を越えて影響があり得るとして、緊急時計画を開発して、いつも用意しておくこと。

十三、技術移転

環境に優しい技術とマネジメント方法の移転を産業と公共部門で実施すること。

十四、共同活動への参加

国家の政策、経済的、国家のおよび国際的プログラム

ならびに環境意識および環境保全を促進させるために教育的なイニシアティブの開発に寄与すること。

十五、不安にたいしてオープンであること

労働者と公との議論でオープンであるようにし、その作業、製品、廃棄物またはサービスに関連する境のないグローバルな潜在的リスクに関する不安に耳を傾けること。

十六、規則の厳守と報告

環境対策の成果をチェックし、環境監査を実施し、企業の規則、法的な規制とこれらの原則の厳守をチェックし、役員、株主、社員、官庁および公に定期的に適切な形で報告すること^(注十九)。

六、おわりに

本稿では主にドイツ語圏におけるエコマネジメント会計の展開を一九六〇年代終わりから一九九〇年代初めまで論述した。

今日、企業の管理者が経営意思決定をする際、環境保全の問題を切り離して考えることはできない。特に一九八〇年代、ドイツ国内経済において環境面を考慮することが経営管理において強く認識されるようになった。このような展開は、主に次の五つの理由に負うところが大きい。

- (一) 現行環境法が多くの企業経営に深く関与していること
 - (二) 消費者の購買意思決定要因に環境への影響が含まれるようになったこと
 - (三) ハ〇年代終わりから企業に対して公的モラル圧力が増大したこと
 - (四) 住民の環境保全運動が政治運動や緑の党のような政党と結びつき政治を動かすまで強力になったこと
 - (五) 企業の環境政策をリードするような環境先進型企業が徐々に増えつつあること
- それ故に、環境指向の行動が企業の種々の職能領域において確立された。それは企業規模の大小を問わない。しかしながら、現在のようないくつもの不況期には環境政策が後退している。ハ〇年代、ドイツの徹底した先兵ぶりが語られる一方で、多くの批判がきかれた。
- 九〇年代は、エコビランツ運動、長期持続的発展のための憲章後に、国連環境および開発のためのリオ環境サミット・Agenda21、環境保全に関する基本方針(Eckpunkte)、ECのエコマネジメントに関する「基本原則」可決等が続くが、B. M. Michaelのようにこの時代を「環境ヒステリー期」と呼んでいるものもある。
- しかし、環境保全を意識するのは単に経済的に豊かな時代だけのものではならない。不況期においても

企業の環境政策を促進するために経営・会計学もその学問的技法を結集してさらなる貢献をし、より進んだエコマネジメントの歴史を作っていくかなければならない。

(やなぎた ひとし/経営学部教授)

(注 記)

- (1) 宮崎修行(富士短大)助教授、内藤博氏(産業環境管理協会)および水谷廣(石巻専修大)教授からなる環境調和型製品導入調査委員会の海外調査に一部同行させて戴いた時のことである。参照・「産業と環境」(九五-五)、通産資料調査会pp.52-56
- (2) Schulz, Erika=Schulz, Werner: Ökomanagement, Beck-Wirtschaftsberater im dtv, 1994, S.2, 3 Vgl. Meffert, Heribert=Kirchgeorg, Manfred: Marktorientiertes Umweltmanagement, Schaffer Poeschel, 2Aufl. 1992, S.13.
- (3) Schulz, E.=Schulz, W.: a.a.O., S.1, 2
- (4) Ebenda. S.2
- (5) Ebenda.S.3f
- (6) 宮崎修行「環境指向経営のためのエコロジカル・カンテイング」中央経済社、1994 (Ruedi Müller-Wenk: Die ökologische Buchhaltung.-Ein

Informations- und Steuerungsinstrument für umweltkonforme Unternehmenspolitik, Frankfurt/M, 1978) p.177

M, 1978) p.177

(7) 宮崎訳：前掲書 p.80, 81 Vgl. Müller-Wenk, R :

Die ökologische Buchhaltung..., a. a. O. S.37, 38.

(8) Schulz, E=Schulz, W : a. a. O., S.8f.

(9) Ebenda. S.14f

(10) これらと共同で作業するものに日本のEco-life centerが東京にある。

(11) Ebenda. S.21.

(12) Westfälische Wilhelms-Universität Münster : Personal- und Vorlesungsverzeichnis, Sommersemester 95, S.454

(13) Westfälische Wilhelms-Universität Münster : Personal- und Vorlesungsverzeichnis, Sommersemester 95, S. 454

(14) Heinrich Heine Universität Düsseldorf : Personal- und Vorlesungsverzeichnis, Wintersemester 94/95, Sommersemester 95

(15) Westfälische Technische Hochschule Aachen : Personal- und Vorlesungsverzeichnis für Wintersemester 94/95

(16) 小都市Tutzingで一九八八年に採択された「環境指

向の企業政策に関する宣言」である。この記録は Evangelischen Akademie Tutzingによって刊行されている。

(17) Schulz, E=Schulz, W : a.a.O., S.26f.

(18) Ebenda. S.30f.

(19) Ebenda. S.33f.